

奈良県リサイクル製品利用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内で発生する循環資源を利用し製造加工されるリサイクル製品の認定とその普及啓発を実施することにより、リサイクル製品の普及及びリサイクル産業の育成を推進し、もって県内における廃棄物の発生抑制および循環資源の循環的な利用を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。

2 この要綱において「循環的な利用」とは、循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用し、又は原材料として利用することをいう。

3 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源の循環的な利用により製造加工されるものをいう。

(認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、循環資源の適正な循環的な利用の促進及び環境への負荷の低減に資するものを「奈良県リサイクル認定製品」(以下、「認定製品」という。)として、認定することができる。ただし、知事は必要と認める条件を付することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、その年度において県が定める期間内に、様式1により認定の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に様式2による認定証を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

4 知事は、第1項の規定による認定をする場合においては、「奈良県循環型社会推進協議会」の意見を聴くものとする。

(認定対象製品)

第4条 第3条第1項の規定による認定の対象となる製品は、以下の各号に掲げる要件にすべて適合するものとする。

(1) 主として、県内で発生する循環資源を利用し製造加工されること。

(2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造加工されること。

(3) 認定の申請時において既に販売されており、又は申請から6ヶ月以内に販売されることが確実であること。

(4) その製品の普及が奈良県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すると認められること。

(5) 別表に定める奈良県リサイクル認定製品品質基準に適合していること。

(6) その他、その製品の製造に必要な法令に違反していないこと。

(認定期間等)

第5条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 第3条第1項の規定による認定を受けた者(以下、「認定事業者」という。)は、前項の期間が満了した後においても引き続き認定を希望する場合は、様式1により再申請することができる。

(変更の届出)

第6条 認定事業者は、認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式3により知事に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第7条 知事は、次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が第4条に定める要件のいずれかに適合しなくなったとき。
 - (2) 認定事業者が、次の(イ)から(ホ)に掲げる要件のいずれかに適合するとき。
 - (イ) 第3条第1項の規定により付された条件を満たさなかったとき。
 - (ロ) 前条の規定による届出をしなかったとき。
 - (ハ) 第9条第3項及び第12条第1項に規定による報告をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
 - (ニ) 偽りその他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。
 - (ホ) 認定事業者が環境保全法令等に対し重大な違反行為があったとき。
- 2 第1項(2)の規定により認定を取り消された認定事業者は、取り消しのあった日の翌日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで、第3条第2項の規定による申請を行なうことができない。
- 3 第1項の規定による認定の取り消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(認定の取り下げ等)

第8条 認定事業者は、認定期間中に、認定製品の製造加工を終了したとき、又は認定継続の意思を失ったとき等、当該認定を取り下げる場合には、すみやかに、様式4により知事に届け出なければならない。

(認定事業者の義務)

第9条 認定事業者は、認定製品が判断基準に適合するように品質及び性能を維持しなければならない。

- 2 認定事業者は、認定製品の生産、流通、販売、使用等において、問題が生じたときは、認定事業者が自らの責任においてその処理を行なわなければならない。
- 3 認定事業者は、前年度の認定製品の製造、販売実績及び認定基準への適合状況について、毎年4月30日までに様式5により知事に報告しなければならない。
- 4 認定事業者は、知事に対し提出した書類を提出した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

(認定製品の表示)

第10条 認定事業者は、認定製品に「奈良県リサイクル認定製品」である旨の表示をすることができる。

- 2 前項の規定による表示は別に定める要領による。
- 3 認定事業者は、認定製品の品質及び性能について事実と異なる表示をしてはならない。
- 4 何人も、認定製品でない製品について、認定製品と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

(県の責務)

第11条 県は、物品の調達又は県が行う工事の発注において、品質面等で要件を満たす認定製品がある場合には、当該認定製品を積極的に活用するよう努めるものとする。

- 2 県は、認定製品の利用が促進されるよう、県民及び県内の事業者に対し、認定製品に関する適切な情報提供を行うものとする。

(報告徴収及び現地確認等)

第 12 条 知事は、必要に応じて、申請者若しくは認定事業者等に対して報告を求め、又は職員に事業所等の現地確認をさせることができる。

2 申請者若しくは認定事業者等は、前項の現地確認に協力するものとする。

(所掌)

第 13 条 この要綱に関する事務は、奈良県水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課において所掌する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 15 年 9 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

奈良県リサイクル認定製品品質基準

区 分	認 定 基 準 等	添付書類
安 全 性 へ の配慮	次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の定める特別管理（一般・産業）廃棄物を利用していないこと。 イ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。	別紙1 参照
規格等	次のいずれかの条件を満たしていること。 ・日本産業規格（J I S）に規定のある品目については、その規格に適合していること。 ・J I Sに規定のない品目については、奈良県の各部局が定める工事共通仕様書等を示す規格等に適合していること。 ・エコマーク認定基準を満たしていること。 ・その他上記基準に準拠していること。	別紙1 参照
その他	品目ごとに別紙2に定める率の循環資源を使用していること。	

※特別管理一般廃棄物

- ・P C Bを使用した廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジなどの部品
- ・血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物

※特別管理産業廃棄物

- ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物
- ・有害汚泥、P C Bを含む廃油、P C Bに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等

（備考）

循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。

(別紙 1)

奈良県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類

品 目/循環資源	必要書類
再生クラッシャラン (RC-)	・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 堅さ（修正 C B R 試験） ・ すりへり減量（ロサンゼルス試験機） ・ 液性・塑性限界試験
再生土 (改良土)	・ 溶出試験 ・ 含有試験 ・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 堅さ（修正 C B R 試験） ・ 含水比試験 ・ 三軸圧縮試験 ・ 液性・塑性限界試験
再生アスファルト混合物	・ アスファルト混合物事前審査委員会による認定書（写）
コンクリート 2 次製品	・ J I S 規格適合製品の認証書（写） （JIS の規格が無いものについては対象外）
再生瓦・ガラス・陶磁器	・ 重金属の溶出試験（重金属 1 0 項目）
再生コンクリート砂 (RC-10)	・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 六価クロムの溶出試験
再生粒度調整碎石 (RM-)	・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 堅さ（修正 C B R 試験） ・ すりへり減量（ロサンゼルス試験機） ・ 液性・塑性限界試験 ・ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

(別紙 2)

奈良県リサイクル認定製品循環資源使用率

循環資源	品 目	商 品 例	使用率
紙くず	衛生用紙	ティッシュペーパー、 トイレットペーパー 等	100%
	情報用紙	コピー用紙	70%以上で可能な限り高いこと
		フォーム用紙 等	70%以上
		印刷用紙	60%以上で可能な限り高いこと
	事務用品	ノート、罫紙、起案用紙 ファイル 等	70%以上
		封筒 等	40%以上
木くず	廃木材、間伐材、小径材等を使用した木製品	家具・生活・文化用品、梱包用材、 土壌改良資材、文房具、屋外用品 等	概ね 70%以上
	廃木材、間伐材、小径材等を使用したボード	パーティクルボード、繊維板、 木質系セメント板	50%以上
廃プラスチック	廃プラスチック再生品	文房具、事務用品 等	40%以上
		うち、主要材料がプラスチックのもの	70%以上
		機器類 (いす、机など)、 インテリア・寝具 等	10%以上
	再生 P E T 樹脂を使用した再生繊維製品	制服、作業服 等	10%以上
ガラス、陶磁器くず及びコンクリートくず	ガラス、陶磁器くず、コンクリートくずを使用した製品等	ガラス製品、園芸資材、タイル、 インターロッキングブロック、煉瓦、 土木建築資材 (コンクリート 2 次製品) 等	20%以上
動植物性残さ、有機性汚泥等	肥料 (たい肥を含む)		概ね 70%以上
	再生材料を使用した土木建築資材等	タイル、インターロッキングブロック、 土木建築資材 (コンクリート 2 次製品) 等	20%以上
燃え殻		エコセメント	500kg・Dry /製品 1 トン以上
上記以外	上記以外のもの		別途決定

※使用率については、品目又は商品毎に、「製品全体重量比」、「特定の原料中での比率」など使用率の対象とするものが異なるため、奈良県庁グリーン購入調達方針で確認のこと。